

## 竹富町観光案内人条例等に係る今後の論点について

### 1 改正条例施行後に残る論点について

令和5年度に竹富町観光案内人条例等審議会にてご議論いただいた改正条例の施行後、残る主要論点は以下の3点と認識。

#### (1) 改正条例の運用状況の確認

今回改正は、条例の全部を改正するものであり、改正条例の施行後はその運用状況について確認等を行い、必要な見直しの有無等について検討する必要がある。

#### (2) 罰則規定の導入に向けた一部改正の検討

改正条例に対する罰則規定の導入に向けて、那覇地方検察庁との協議等、あらためて対応を進める必要がある。

#### (3) 海域における自然観光事業の適正化に関する施策の検討

竹富町観光案内人条例は海域における自然観光事業を対象としていないところであり、海域における持続可能な自然観光事業の推進に係る施策について、整理、検討を進める必要がある。

### 2 論点に係る今後の検討について

1にて整理した論点のうち、「改正条例の運用状況の確認」については、実施することが必須。また、「罰則規定の導入に向けた一部改正の検討」についても、免許を得ずに自然観光事業を行う者への対応のさらなる強化の必要性等から早期に着手が必要であり、パブリックコメントにおいても同趣旨の意見提出があったところ。

一方で、「海域における自然観光事業の適正化に関する施策の検討」については、強制力は持たない形ではあるものの西表島エコツーリズム推進全体構想において一定程度利用のルールが定められており、かつ安全に関しては「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」の適用を受けるところ。

以上を踏まえ、まずは「改正条例の運用状況の確認」「罰則規定の導入に向けた一部改正の検討」について着手することとし、「海域における自然観光事業の適正化に関する施策の検討」については、引き続き背景情報や課題の整理等に努めることとしたい。